

土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱を定める訓令を公表する

令和5年3月22日

土佐町長 和田 守也

土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐町補助金交付規則（平成13年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、土佐町への団体旅行を誘致し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、第3条に規定するバスツアーの実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、土佐町内の観光施設、観光地、体験プログラム、イベント、企画展等を目的地とするバスツアー（募集型・受注型企画旅行）を実施する事業とする。

(補助事業者、補助対象経費、補助率等)

第4条 補助事業者、補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、旅行出発日の前日から起算して5日（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）前までに、補助事業ごとに補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）を、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたも

のが、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第7条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに補助金に係る補助事業遅延等報告書(様式第3号)を町長に提出し、その指示を受けること。ただし、補助事業を廃止する場合は、本号の規定にかかわらず、第9条の規定による補助金変更申請書(様式第4号)を当町に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、町が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、第6条の規定による補助金の交付の決定通知以降に行わなければならない。

(補助事業の重要な変更)

第9条 補助事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ補助金変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の廃止
- (2) 補助金額の増額
- (3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに町長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 最終の旅行行程表
 - (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (3) 募集型バスツアーの場合は、募集時のチラシ、ウェブサイトの画面等の写し
 - (4) 受注型バスツアーの場合は、依頼主及び依頼内容が分かる資料の写し
 - (5) バスツアー実施の様子が分かる写真
 - (6) バスツアーの参加者数が分かる書類
- (補助金の支払)

第11条 町は、交付決定後、補助事業者からの補助金精算払請求書（様式第7号）の提出に基づき補助金を支払うものとする。

(情報の開示)

第12条 補助金の事業又は補助事業者に関して、土佐町情報公開条例（平成13年条例第16号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助事業者	旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている法人又は個人事業主。
補助対象経費	貸切バス（ジャンボタクシー含む）及び列車の借上料又は配車料、バスガイド・添乗員費用、公共交通機関運賃。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。ただし、高知県が実施する交通費用に対する助成金の交付または国が実施する交通費用に対する給付金の交付がある場合は、補助対象経費から高知県が実施する交通費用に対する助成金または国が実施する交通費用に対する給付金の額を除いた経費について補助対象とする。
補助率	定額
補助限度額	日帰りバスツアー1本につき2万円以内 宿泊付きバスツアー1本につき3万円以内
補助要件	<p>(1) バスツアーは以下の条件を全て満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土佐町内の目的地を3か所以上巡るもの（昼食場所を土佐町内の飲食店とする）であること。 ・宿泊付きバスツアーにおいては、土佐町内の宿泊施設を利用するものであること。 <p>(2) 最少催行人数は概ね10人以上とすること。</p>

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（土佐町暴力団排除条例（平成23年条例第3号。以下「町暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。